

## 「第6次エネルギー基本計画（素案）」に対する提言

令和3年7月27日

再生可能エネルギー規制総点検タスクフォース  
大林ミカ、川本明、高橋洋、原英史

- ・2021年7月21日の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において、「第6次エネルギー基本計画」の素案が公表された。多方面からの相矛盾する意見を整理された、経済産業省・資源エネルギー庁の尽力に対して、まずは敬意を表したい。
- ・当タスクフォースとの関係で言えば、「再生可能エネルギー最優先の原則」に触れられている（696行、985行、1515行、3103行、3421行）他、36-38%という再エネの電源構成上の目標値について、「キャップではない」（3429-3430行）と明記された。
- ・他方で、これまで当タスクフォースが提起した論点について、適切に触れられていない箇所もある。「カーボンニュートラルに向けた対応が、世界的な潮流と」（313行）なる中で、これに遅れている日本が、再エネ最優先でグリーン成長を目指すことこそ、今回のエネルギー基本計画の最大の柱となるべきである。このような方向性に基づき、エネルギー基本計画素案に対して、以下の通り提言する。

**I：再生可能エネルギー最優先の原則**

- ・再エネ最優先の原則は、複数の箇所でも明記されたが、原則の趣旨が説明されておらず、語句のみ挿入された印象が強い。また、原則に基づいた施策への反映が十分でない。
- ・「化石燃料に恵まれず、原発の過酷事故を経験した日本にとって、再エネの価値は特別で」あり、「その導入と活用を他のエネルギーに先んじて重点的に進める」ことが、その趣旨である（第10回タスクフォース「三原則の提言」）。この点を本文中に明記すべきである。
- ・そもそも再エネの電源構成の目標値については、先進諸国と比べれば、「36-38%」は高くない<sup>1</sup>。この再エネの目標値は、将来性の低い原子力や石炭火力<sup>2</sup>の発電事業を延命させるための、高過ぎる目標値（原子力：20-22%、石炭火力：19%）とのバランスの中で、低く抑えられた可能性がある。素案でも触れられている通り、再エネの目標値は下限であり、更に高みを目指すべきであるから、「●%以上」と下限であることを更に明確に記述すべきである。
- ・また素案では、日本の再エネの利用環境自体が「エネルギー供給の脆弱性」であるかのような、後ろ向きの記述が目立つ（例えば、528-530行<sup>3</sup>）。日本の最大の脆弱性は、海外の化石燃料への過度の依存であり、脱炭素と並んでエネルギー自給率の向上も再エネ主力電源化

<sup>1</sup> 2030年の再エネの電源構成の目標値について、スペインは74%、米ニューヨーク州は70%、ドイツは65%、7月14日に引き上げの提案がなされた欧州連合は65%である。

<sup>2</sup> 先進諸国では、脱石炭火力政策が主流となっており、フランスは2022年まで、イギリスは2024年まで、スペインやカナダは2030年まで、炭鉱産業を持つドイツですら2038年までに、石炭火力発電を廃止する計画である。

<sup>3</sup> 「我が国は四方を海に囲まれ、化石資源に恵まれず、遠浅の海の面積はイギリスの8分の1、森林を除く平地面積はドイツの半分であり、自然エネルギーを活用する条件も諸外国と異なるなど、エネルギー供給の脆弱性を抱えている」と、日本の再エネの賦存状況や利用条件が、過小評価されている。欧州と比べた日照時間の長さや海域面積の広さなど、日本に有利な点は多数あるが、ほとんど触れられていない。

の目的である。再エネにも課題があり、各国で利用環境は異なるが、総合的に見れば日本が欧米諸国より劣るとは言えず、だから主力電源化するのではないか。「再エネ最優先」と記述する一方で、その本気度を疑われかねないような偏った記述は、修正すべきである。

・再エネ最優先の原則に基づけば、再エネに不利な既存の制度やルールは改革されるべきである。例えば、ノンファーム型接続の完全メリットオーダー化やローカル系統・配電系統への対象拡大について、実施時期を前倒しするなど、より積極的な記述に改めるべきである。また、北海道のサイト側蓄電池設置要件の廃止、再エネの優先給電（メリットオーダー）の実施、再エネの出力抑制に対する補償<sup>4</sup>など、当タスクフォースの過去の提言に沿って、再エネ最優先を具現化した改革を盛り込むべきである。

## **II：柔軟性重視の原則**

・再エネ最優先の観点からも重要なのが、電力システム的设计思想をベースロード重視から柔軟性重視に転換することである。これが、再エネ主力時代の電力の安定供給の基本原則だが、素案では「柔軟性重視の原則」に触れられていない。「電力システムの柔軟性」については、一箇所のみ（1743行）触れられているが、「2050年を見据え」た長期的課題と整理されており、当タスクフォースの認識とは異なる。柔軟性重視の原則を明記し、柔軟性の拡大に今すぐに取り組むべきである。

・そもそも素案の電源構成の目標値では、原子力：20-22%、石炭火力：19%と、ベースロード電源の割合が高く、柔軟性重視の原則に反する。これだけ高ければ、出力抑制などの形で再エネの導入を阻害しかねない。「再生可能エネルギーのベースロード化」（705-706行）についても、国際的に普及している概念とは言い難く、柔軟性の概念と相容れない。

・更に素案では、「脱炭素化された調整力」（378行、706行、1462行）といった表記が繰り返され、変動性再エネ対策として調整電源が不可欠で、火力発電がそれを担い続けるべきという意図が強調されている。第10回タスクフォースでも議論した通り、これも旧来の考え方であり、素案中の「調整力」の表記の多くは、火力発電の出力調整運転に限らない「柔軟性」に置き換えるべきである。

・更に2050年を見据えて、柔軟性を部門横断的に活用するセクターカップリングが標榜されるべきである。「原発依存度の可能な限りの低減といった基本的な方針」（3423行）も踏まえ、旧来のベースロード電源を無理に延命させることなく、グリーン水素なども含む多様な柔軟性の拡大を軸としたエネルギーシステム改革を断行すべきである。

## **III：公正な競争環境整備の原則**

・当タスクフォースが一貫して重視してきた、公正な競争環境整備についても、原則として素案に明記されていない。「エネルギーシステム改革の成果は着実に現れている」（2968行）としているが、当タスクフォースの認識と大きな相違がある。この1年の間に、延岡市の新電力に関する競争阻害的な行為や大手電力会社によるカルテルの疑いなど、公正な競争

---

<sup>4</sup> あるいは、限界費用が再エネより高いにもかかわらず出力抑制を免れている、ベースロード電源からの支払い。

環境を疑わせる事案が相次いでいることは、繰り返し指摘してきたが、素案では触れられていない。

- ・むしろ「(11) エネルギーシステム改革」では、「供給力の低下に伴う安定供給へのリスク」(3013-3014行)が、冒頭で強調されている。それは、「火力発電所の休廃止が相次」(2985行)ぐとの理由で、「容量市場の着実な運用を行う」(3020行)ことに繋がっている。これこそが、既存電源への不当な補助になりかねないという、容量市場に対する当タスクフォースの懸念が現実のものになっている恐れがある。

- ・更に、年初のスポット価格高騰問題について、「供給力の低下傾向が構造的背景として存在しており」(2985-2986行)とあるのは、事実誤認と言わざるを得ない。安定供給の重要性は論を俟たないが、公正な競争環境の整備こそが、市場を通じた安定供給の大前提となることを、再度強調したい。

- ・また、具体策については、発電分離の検討について明記されていない。「(d)脱炭素電源の調達ニーズの高まりにも対応できる事業・市場環境整備」(3109行)では、消費企業のニーズに合わせ、再エネ証書と原子力証書を区分すべきといった、当タスクフォースの意見が反映されていない。

- ・公正な競争環境は十分に整備されておらず、これが再エネ主力電源化を阻害している事実を、経産省は強く認識すべきである。公正な競争環境整備の原則を明記した上で、これと合致する競争促進策を強化した記述に修正し、容量市場は凍結・再検討すべきである。

最後に、今回の「第6次エネルギー基本計画(素案)」の、2030年の電源構成の姿については、これまでの政府の姿勢よりも一歩踏み込んでいることは確かだが、2050年のカーボンニュートラルを実現するために、2030年を重要な通過点としてバックキャストしたものは言いがたい。2030年には、エネルギー転換の道筋がはっきり描かれている必要があるが、既存の石炭火力や原子力への依存が続いたままだからである。再エネの主力電源化のためには、住宅用太陽光発電の導入の義務づけなど、大胆な政策がとられる必要がある。こうした新しい政策の導入を、臆することなく行っていく事が必要である。

以上